

平成
二十年
五條市議会第三回九月定例会会議録(第一号)

平成二十年九月八日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十年九月八日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 議第四十七号 市道路線の認定についての撤回について
- 第四 発議第六号 五條市議会会議規則の一部改正について
発議第七号 五條市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
発議第八号 五條市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第五 市長の市政報告と提出議案の説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

一番 西本幸洋
二番 太田好紀

説明のための出席者

事務局職員出席者

事務局長	庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	社会福祉協議会事務局長	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長	市長公室長	教育長職務代行者	副市長	市長
森	上	下	水	海	土	岸	櫻	清	鶴	辻	山	林	阪	田	岡	田	榮	吉
本	田	村	脇	老	井	本	本	水	田	本	下	上	ノ	中	本	瀬	林	野
博	卓	洋	正		祥		泰			衡	正	正	武		和	俊	勝	晴
文	司	次	雄	保	嗣	悟	司	勝	剛	司	次	信	則	衛	人	夫	美	夫

事務局次長	乾
事務局係長	西 峯
事務局主任	笹 谷
速記者	柳ヶ瀬
	五 美
	豊 美
	旬

午前十時五分開会

○議長（西尾彦和）ただいまから、平成二十年第三回定例会を開会いたします。

本日、平成二十年第三回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会には、平成十九年度五條市各会計決算認定を始め多数の重要案件が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。

この際申し上げます。会議記録、「市議会だよりGOJO」及び「広報五條」に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

○議長（西尾彦和）初めに表彰状の伝達を行います。

事務局長に紹介させます。

○事務局長（森本博文）私から御紹介申し上げます。

去る、八月八日に開催の第二回奈良県市議会議長会におきまして、議員表彰規程により、十年以上議員の職にあります西尾議長、峯林宏政議員、山田澄雄議員、山田由比己議員、益田吉博議員に表彰状の贈呈がありました。

以上で紹介を終わらせていただきます。

それでは、議長からその表彰状を伝達していただきます。お名前を呼び上げますので、御登壇いただきたいと存じます。
峯林宏政議員。

〔峯林宏政登壇〕

○議長（西尾彦和）

表 彰 状

五條市 峯 林 宏 政 殿

あなたは五條市議会議員として十年の長きにわたり市政の発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって本会表彰規程により記念品を贈りこれを表彰します。

平成二十年八月八日

奈良県市議会議長会会長 御所市議会議長 安 川 勝（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（森本博文）続きまして、山田澄雄議員。

〔山田澄雄登壇〕

○議長（西尾彦和）

表 彰 状

五條市 山 田 澄 雄 殿

あなたは五條市議会議員として十年の長きにわたり市政の発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって本会表彰規程により記念品を贈りこれを表彰します。

平成二十年八月八日

奈良県市議会議長会会長 御所市議会議長 安 川 勝（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（森本博文）続きまして、山田由比己議員。

〔山田由比己登壇〕

○議長（西尾彦和）

表 彰 状

五條市 山 田 由比己 殿

あなたは五條市議会議員として十年の長きにわたり市政の発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって本会表彰規程により記念品を贈りこれを表彰します。

平成二十年八月八日

奈良県市議会議長会会長 御所市議会議長 安 川 勝（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（森本博文）続きまして、益田吉博議員。

〔益田吉博登壇〕

○議長（西尾彦和）

表 彰 状

五條市 益 田 吉 博 殿

あなたは五條市議会議員として十年の長きにわたり市政の発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって本会表彰規程により記念品を贈りこれを表彰します。

平成二十年八月八日

奈良県市議会議長会会長 御所市議会議長 安 川 勝（代読）

おめでとうございます。（拍手）

○議長（西尾彦和）以上で表彰状の伝達を終わります。

表彰をお受けになりました各位には、長年にわたり市政の発展に尽くされました功績に対し、深甚なる感謝の意を表しますとともに、今後ますます

御精励をいただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には第三回定例会を招集いたしましたところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年は地球温暖化の影響か、各地で連日真夏日を記録するとともに、各地に集中豪雨を降らせ甚大な被害を与えるなど、大変厳しい夏となりました。また国政では、福田首相が突然辞任し、新しい日本のリーダーを選ぶ選挙に突入しようとしています。

そんな中、先日幕を閉じました北京オリンピックでは、世界各国のアスリートが素晴らしいパフォーマンスを繰り広げ、特に、我が日本代表選手では水泳の北島選手や柔道、レスリング、中でも女子ソフトボールチームは連日の死闘を制し、悲願の金メダルを獲得し、私たちに勇気と感動を与えてくれました。このオリンピック代表選手のように、我々行政を預かる者としても、一層努力と研さんを重ねていかなければならないと改めて感じた次第であります。

さて、我が国経済の動向を見ますと、景気はこのところ弱含んでいるとし、日本経済は楽観できない状況に入りつつあり、事実上後退局面入りし、輸出と生産、雇用の判断を下方修正しました。景気の先行きについても、当面弱い動きが続くとし、依然として厳しいものであります。

このような中、御案内のとおり、先般、国の来年度予算の概算要求の大枠が固まりました。政府は、平成二十一年度予算においては、財政健全化と重要課題への対応の両立を図るため、基本方針二〇〇八を踏まえ、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と真に必要なニーズにこたえるための財源の思い切った重点配分を実施するとしています。

地方財政につきましても、国の歩調に合わせ、歳出全般について徹底した見直しを行い、歳出規模を抑制することが求められ、それにより地方交付税総額が今年度以上に抑制されようとしています。いかに情勢が厳しくなるうとも、私どもは、五條市民が安心と希望を持って暮らせるまちにするため、精魂を傾けてまいらなければなりません。そのためにも、議員各位の英知と情熱のお力添えを賜りながら、「子や孫が喜びあふれるまち、誇りの持てるまち」の創造に向けて全力を傾注してまいりたいと考える次第であります。

どうか、今議会におきましても、市政発展のため、忌たんのない御意見、御助言を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

後になりましたが、十年以上議員の職にあります西尾彦和議長、峯林宏政議員、山田澄雄議員、山田由比己議員及び益田吉博議員が、奈良県市議会議長会より、地方自治の発展に尽くされ、表彰を受けられたということであり、各議員に対しまして、心より祝福と敬意を表します。

以上、簡単ではございますが、平素のお礼と開会に当たつてのごあいさつに代える次第であります。ありがとうございます。

○議長（西尾彦和）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（森本博文）それでは命によりまして、私から御報告を申し上げます。

まず、「奈良県市議会議長会」でございます。

去る、八月八日に橿原市におきまして、本年度第二回議長会が開催されました。

初めに、会長の御所市議会議長のあいさつがあり、続きまして、前回の議長会以降に異動のありました奈良市及び橿原市の正副議長の紹介がありました。

次に、議員表彰規程に基づき、該当する議員二十九名に表彰状の贈呈が行われ、本市におきましては、先ほど伝達されましたとおり西尾彦和議長、峯林宏政議員、山田澄雄議員、山田由比己議員、益田吉博議員に表彰状の贈呈がありました。

会議では、諸報告として前回の議長会以降の事務報告並びに会議出席報告が行われ、それぞれ承認されました。

続きまして、奈良県市議会議長会の運営に関する意見等につきまして協議が行われ、いずれも原案どおり承認されました。

続きまして、「全国森林環境税創設促進議員連盟」の御報告を申し上げます。

去る、七月十日に埼玉県秩父市におきまして、第十五回定期総会が開催されました。

初めに、会長代行の長野県大桑村議会議長の開会あいさつ及び来賓の祝辞がありました。

続きまして、会議に入り、平成十九年度事業経過報告及び決算報告並びに監査報告があり、承認されました。

続きまして、平成二十年度事業計画及び予算案について説明があり、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。また、役員改選につきま

しては、新潟県村上市議会議長が選任され、その他の役員は留任となりました。

次に、大会宣言が満場一致で採択され、続いて秩父市長による記念講演が行われました。

最後に、次期総会開催予定地の長野県松本市議会議長のあいさつと、副会長の福岡県黒木町議会議長の閉会あいさつで、総会は終了いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の第二第三項の規定により一般会計及び特別会計の四月分から七月分までの例月出納検査の報告並びに地方公営企業法第二十七条の第二第二項の規定により水道事業会計の五月分から七月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上を御報告申し上げまして諸報告といたします。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。

○議長（西尾彦和）以上で諸般の報告を終わります。（「十四番」の声あり）十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）今、事務局の方から諸般の報告がございました。

今まで監査結果を議場の方で代表監査の方から御説明申し上げて、本会議場で決算審査特別委員会を設けてやっておりましたけれども、この初日に監査委員の報告がないということは、二日目以降に代表監査の意見を発表させていただく場というのはどうなっているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西尾彦和）事務局長。

○事務局長（森本博文）命により、お答えさせていただきます。

議案の中で、会計管理者から決算報告の議案の説明をさせていただきます。続いて、今、佐久間議員から御指摘あった件につきまして、代表監査委員から決算の報告等をいただく予定になっております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）これは、一週間前ほどの議会運営委員会の中で、監査報告というのは、今まで私が市会議員をさせていただいて十九年目になりますけれども、その都度十八年度、十九年度のいわゆる年度の決算報告、七月一日から七月二十日まで、すべての部課を監査させていただきました。私も皆さん方から選出されて監査をさせていただきました。そして、本来であればこの本会議場において、代表監査の方から報告をさせていただいて

おりましたけれども、これは議会運営委員会の中でこのことを協議されて、今回は事務局長の諸般の報告だけで済むというふうにされたのか、その点ちよつと。事務局長で無理であれば、議会運営委員会の委員長の方からでも御説明を願いたいと思います。

○議長（西尾彦和） 黄木委員長。

○議会運営委員長（黄木英夫） 監査については、これは極力鮮明に市民にわかるように、本会議場で説明をしてもらう。ただ、これに、今までに加えてもっと詳しく五條市の政治情勢、財政状況はどうなっているのだという、そういう問題を付け加えて報告するようになっておると、議会運営委員会ですういう説明を聞いておりますから、局長の説明だけで終わるといことは絶対にございませぬ。今までどおりやって、その上に付け加えて五條市の財政状況なり経済状態なり、重要な問題を監査委員の方から報告してもらつと、こういうふう到我々委員会は協議しておるところでございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己） それぞれの皆さん方も、今回の定例会で監査報告の書類を作らせていただきました。皆さん方お手元にあると思いますし、この議会の中で決算審査特別委員会を設置されて決算委員会をするわけなんですけれども、そのもととなるデータがございます。また代表監査も市民の代表として監査をいたしました。そしてこの本会議場で代表監査が、この場で議員の皆様方、広く言えばそれぞれの議員の皆さん方には応援していただいた市民がございます。その市民にも広く言えば、代表監査の方からこの本会議場で発表される。まして、今までされてなければ私もこのような見も申し上げませんが、前の議会選出の監査委員もそれぞれ代表監査で今まで通常やってきたのに、なぜここにきてそういう場がないのか。それは、先ほど議運の委員長の方から話がありましたけれども、議題に挙げて、その上で議会運営委員会のメンバーで議論をされて、それでこの場で発表できないのであれば、代表監査の方にこういうふうなことになりましたというふうなことをお伝えしているのか。いみじくも私は聞いておりませぬ。この七月から二十日までの期間、懸命に監査をさせていただきました。そして、本会議場で代表監査の方からお伝えをさせていただきましたということで、お互いにこの発表する中で意見の交換をしたということです。さすれば、次の平成二十年度の決算審査の場合もこれと踏襲をするのか。もう一度再考をお願いしたい。そして、今日でなければならぬということはないと思えますので、会議日程が決まれば、それまでに代表監査の方から監査報告をしていただきたい。このように要望させていただきますので……。なぜしないのか、もう一回はつきり、その点お答え願えますか。

○議長（西尾彦和） 黄木委員長。

○議会運営委員長（黄木英夫） これは決して簡略するつもりはございませんので、決算委員会もでございます。そういう場でもそういう報告をされたも

のは、きちつと市民に知らしめるべく我々は考えておるわけでございます。
終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）この際、御報告申し上げます。

先の第二回定例会以降の休会中、五條市議会議規則第百五十九条第一項ただし書の規定により議員の派遣を決定しておりますが、詳細につきましてはお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては事務局で保管しておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により議長から指名いたします。

二十番	大	谷	龍	雄	議員
二十一番	田	原	清	孝	議員
一番	西	本	幸	洋	議員

以上の三名の方をお願いいたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る九月一日開催の議会運営委員会におきまして協議を賜りました結果、先に御通知申し上げますとおり、本日から三十日までの二十三日間といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって会期は本日から三十日までの二十三日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

○議長（西尾彦和）この際、申し上げます。

先の平成二十年第二回六月定例会の一般質問に対する五條市消友会総会における鶴田 剛消防長の議場外での公人としての発言は、議会の行政監視機能を侵すものにつながりかねず、議会における発言自由の原則を制限しかねないものであったことから、議員全員協議会また議会運営委員会での対応について協議を重ねてまいりました。

その結果、五條市議会は、鶴田 剛消防長に対し猛省を促すとともに、平成二十年七月二十二日付け文書で、文書による謝罪を求め、提出期限を七月二十八日までいたしました。

しかしながら、期限を過ぎた八月十一日に議長あてに提出された文書は、「謝罪文を提出する意思はありません。」というものでありました。
これにより、九月一日に開催されました議会運営委員会で改めて協議をいたしました結果、「消防長の本会議への出席を求めない。」ことに決定いたしました。

よって、説明員として消防長の出席を求めませんので、地方自治法第百四条の規定により消防長の退席を求めます。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）今、議長の方から発言がございました。それに伴う中で、本会議が始まる前に、私とそれから山本久和議員、山田議員、そして大谷議員さんは少し所用があったので出席をされませんでした。このことに関して、議長並びに議運の委員長の方から取り計らいをいただきまして、事前にお話を伺わせていただきました。それで、今日この本会議場に臨んでいるわけですが、今の、議長の中で一つ抜けているところがあると思います。それは、この問題が起きて、消防長はこの本会議場で陳謝されました。このことが抜けております。そうしなければ、不穩当の発言がそのまま一人歩きするということがありますので、もう一度陳謝された内容をここで披露していただけますか。消防長でも結構でございます。議事録に載っておりますので、至急議事録を提出していただけますか。消防長に、もう一度陳謝された内容を御披露願えますか。

○議長（西尾彦和）ちよっとお待ちください。

（問）

○議長（西尾彦和）事務局長に朗読いたさせます。

○事務局長（森本博文）では、命によりまして、朗読させていただきます。

「ただいまの樫塚議員の御指摘のとおり、一昨日関係団体の総会のあいさつの中で、太田副議長の名前を出して不穏当な発言をし、太田副議長、また関係各位に多大な御迷惑をおかけいたしました。この場をお借りしまして、おわびしたいと思います。この件に関しましては、市長からも厳しくしつ責を受けております。今後このようなことがないように、十分注意してやっていきたいと思っております。」

以上です。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）この問題に関しては、議員全員協議会の中でも、それから議会運営委員会の中でも議論されました。私も全員協議会の中に参画しておりましたので、その話を聞きましたけれども、それぞれの皆さんの意見があつたと思うのですけれども、いわゆる議長が再三再四謝罪文を求めるということで御苦労をされたということもお聞きいたしました。本会議場で消防長が、この議会外での消友会での話ということで、陳謝をされたということ、きちつと公文書の議事録に載っておりますので、それを重きに置かなければ、例えばこれでいつまで退席させるのか、謝罪文が出ない限り出席はされないのかということも踏まえて、こういう形になつたと思うのですけれども。このことに関して、議長の方から今日だけなのか、謝罪文が出ない限りは出席は求めない、しかし、消防行政をあくトップの方が議会から拒否されたということ、本当に消防の行政の中で指示系統がスムーズにいくのか、ひいて言えば市民が置き去りにされるのではないかと懸念があるので、これは、私一人かもわかりませんが、それだけでもね。今日もし退席するのであれば、いつまでなのか、謝罪文が出ない限り出席は許さないということなのか、その点明確にお願いします。

○議長（西尾彦和）おっしゃるとおりであると、私も思うのですけれども、一応議運なり、全員協議会で決まりましたこと、最後は議運で決まりましたことです。佐久間議員さんの意見は意見として重々受け取らせていただいて、今後また、当議会、また、全体協議会がありましたらその場でもいろいろ検討させていただきたいと思っておりますので、その点御了承いただきたいと思っております。（「十四番」の声あり）十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）そうなりますと、全員協議会というのは、本会議場とはまた違った、かみしもを脱いでぎつくばらんそれぞれの議員さんの意見を求めるというふうな協議会でなくなります。そして今回、条例改正の中で、この全員協議会が格上げされた。これはもちろん、改正されればの話なんですけれども、可決されればの話なんですけれども。やはり全員協議会は、こういう本会議場ではなかなか話のできないことを、かみしもを脱いで、それぞれ議員さんの意見を聴取すると。まして全員協議会は可否を求める場ではないし、仮に求めるのであれば、当然これは議員の発言にも慎

重にならざるを得んかもしれませんが、全員協議会ということですのでかみしを脱いで話をするということですので。そうならば、これから全員協議会が始まってきたら、皆さんそれぞれ発言がものすごく重たくなる。本会議場と同じような状態になる可能性もあるということも、私のうがった見方でございます。それぞれ議員さんの意見もございませうし、また議会運営委員会等もありますので、これは間違っているかも知りませんが、私の判断ということですので、今後においてはこの消防長が謝罪文を出さない限り出席を拒むというのは、余りにも私自身がふに落ちませんので、ここで賛否をとるのであれば、私は退席することには反対ですけれども、賛否をとるかとはならないか、一応お願いできますか。とれなかつたら、とれないでよろしいやんか。

○議長（西尾彦和）委員長。

○議会運営委員長（黄木英夫）今の佐久間議員のお話でございますが、議長は全協の、何回かの皆さんの意見を聞いて、それをもとに議会運営委員会で協議をしてまいりました。その上で、議長は議会運営委員会に諮問をするわけでございますから、そのとおり今までの経緯経過を先ほど発表されたと思います。ですから、今消防長には大変悪いと思いますが、議長はこの発言につきましては、やはり重大な問題でございますので、整理権を持つ議長の発言によって、やはりそれに従ってもらわないと、今後議会運営がうまくいかない、こういうふうに思っておるわけでございます。

それから、全協のこともお話ございましたが、これから自治法にきちっと法的な処置をするということが議決してもらいます。その中には、今までどおり、今やったらかみしを脱いでさつくばらんに話するとか、そしてもう一つは、やはりそういうことをしますと、市民の皆さんのおらないところで次々と物事が進められていくという、これを私はずっと市民の皆さんから聞いてまいりました。でございますから、それはそれで問題によっては今までどおりでよろしいし、問題によっては議長権限で今日はこういう審議をやりますよと、皆さんこの自治法に基づいてきちっとやりますから、委員会どおりでやるのか、いろいろ、懲罰まで科せられるような、きちっとした法的処置をもってやりますよと、と、ともに、この次に議案が出来ますから説明しますけれども、そういうふうになっておりますので、それは御理解いただきますようお願いしたいと思います。本席の議長の発言というものは、これは曲げることはできないと思います。（「八番」、「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）八番山田議員。

○八番（山田澄夫）佐久間議員が先ほどから質問したとおり、私も同様に思います。

まず、今日の朝、議長からちょっと時間を早めにとということで招集をかけられて、その中でいると、会派に属しない議員ということで報告を受けたわけですけれども、その件につきまして、今言われる消防長の退席という件ですけれども、私も佐久間議員と同様で、内容的には議会で決まるこ

と、議長にも問いかけましたように、この議会というものはどういふものですかと聞いたら、最高の機関やと。だから、その中で回答を得たことについては、当然議事録に記録として残されているし、そやからそれが証明ということにもなるということを先ほど聞きましたけれども、そして、佐久間議員が六月の議会の議事録を持ち出せということで、そこで局長の方から読み上げられましたけれども、それで全く謝っていないということについては、それは新たなわび状ということにもなってくるけれども、一応消防長がこの議場において、議事録を通したような謝り方をしているということについては、それでいいのではないかとということではなしに、この議場で議事録に残されることはどれだけ価値のあるものかと、また、どれだけ最大の記録であるということについて、僕は先ほど議長にも議会外で質問させていただきましたんやけど、そういうことについてもきちっと明確な回答はもらえないというふうに僕はとっているのですけれども、そこらから、議会というものは何かいなと、この中で決めたことが新たな別の形で、その文書を入れて、これは消防長だけの話ではなしに今後におきましても、そういうことが仮にあったとした場合、今、佐久間議員が言うように、これ消防長の退席ということで、僕も議長にも問いかけをしたようにいつまで退席させるのかと、今日だけかと。というのは、これは今日の日程やと教えてもらいましたんやけど、そやから今日の日程の中で決めたことやったら今日だけかなと。初め朗読しているときは今日だけかなと思ってましたんやけど、いやいやずつとやと。ずつとやつたら、いつまでそうするのやと。仮に、消防関係で何かあった場合、消防長にそうして税金の中から、大変なお金もお支払いして、その責任を持ってもらっているんやから、そういうことについては、一切、消防長として認めないというのであれば、それってちよつと無責任違うかなと。市長に責任とらせるというような話もしてはいましたけれども、市長かってそれについては厳重に注意をしたということも議長の方から聞いておりますし、また、今議事録の中でも聞かせてもらいましたので、それってどうかなと思えますんやけれども、それについて僕も佐久間議員と同様な考えですので、その辺よろしく。

○議長（西尾彦和）すみません。この佐久間議員、山田議員の意見は意見として私の腹の中で考えさせていただきますので、今日のところ、議運は議運として、自治法第百四条という規定がありますので、これに従わせていただきたいと思います。

消防長に退席を願います。

〔消防長退席〕

○議長（西尾彦和）日程第三、議第四十七号 市道路線の認定についての撤回についてを議題といたします。
理事者側の撤回理由の説明を求めます。阪ノ上部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第四十七号 市道路線の認定についての撤回につきまして御説明を申し上げます。

本議案は地元自治会長ほかより要望をいただき、新町一丁目一〇二七の一番地先から新町一丁目一〇三〇の十一番地までを地域の皆様方の生活道路に必要なため市道新町九号線として認定いただきたく、平成二十年第二回六月定例会に御提案を申し上げましたが、閉会中の継続審査として御議決いただいたものであります。しかし、その後におきまして、新規認定基準の回転帯用地の確保の調整がつかず、地元自治会長からも市道認定の要望を断念するとの報告を受けた次第であります。

以上のことから、議第四十七号 市道路線の認定につきましては撤回させていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。以上で、議第四十七号 市道路線の認定につきましての撤回につきましての説明とさせていただきます。

○議長（西尾彦和）撤回理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。議第四十七号 市道路線の認定についての撤回については、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって議第四十七号 市道路線の認定についての撤回につきましては、承認されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第四、発議第六号から発議第八号までを一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（森本博文）発議第六号 五條市議会議規則の一部改正について。

五條市議会議規則の一部を次のように改正する。

平成二十年九月八日提出

提出者 五條市議会議員 黄 木 英 夫

賛成者 五條市議会議員 土井康嗣
" 田原清孝
" 寺本保英
" 峯林宏政
" 益田吉博
" 西本幸洋

発議第七号 五條市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正について。
五條市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

平成二十年九月八日提出

提出者 五條市議会議員 黄木英夫
賛成者 五條市議会議員 土井康嗣
" 田原清孝
" 寺本保英
" 峯林宏政
" 益田吉博
" 西本幸洋

発議第八号 五條市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。
五條市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成二十年九月八日提出

提出者 五條市議会議員 黄木英夫
賛成者 五條市議会議員 土井康嗣
" 田原清孝

” ” ” ”
寺本保英
峯林宏政
益田吉博
西本幸洋

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会黄木委員長。

〔議会運営委員長 黄木英夫登壇〕

○議会運営委員長（黄木英夫）失礼いたします。

提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま上程されました、発議第六号 五條市議会会議規則の一部改正について、発議第七号 五條市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正について及び発議第八号 五條市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、一括して私から提案の趣旨を説明申し上げます。

改正の内容は、地方自治法の一部を改正する法律が平成二十年六月十八日に公布され、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査また議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができる旨の規定が法第百条第十二項に新設されたため、五條市議会会議規則第百五十九条に新しく協議又は調整を行うための場として議員全員協議会を位置付けるものであります。

また、法第百条第十二項から第十八項までの規定を根拠としている五條市議会会議規則第百六十条の議員の派遣及び五條市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例第一条の条文中の項番号をそれぞれ繰り下げるものであります。

さらに五條市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、議員の報酬の名称を議員報酬に改めることによるものであり、施行期日につきましては、それぞれ公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の趣旨説明いたします。

各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）先ほど黄木議会運営委員長の方からこのことに関して説明がございまして、この新旧対照表を見させていただいております。一枚目でございます。右が改正前で左が改正後ということでございますが、その中で、第五百九十九条法第百条十二項の規定によって議案の審査又は議会の運営に関し、協議会又は調整を行うための場、以下協議会等の場というを別表のとおり設ける。前項で定めるもののほか、協議会等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。二番、三番、前項の規定により協議会等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならないというふうにございますけれども、今までの全員協議会とこの対照表で改正後が決まればどう違ってくるのか、少しわかりやすく教えていただけますでしょうか。

○議長（西尾彦和）黄木委員長。

○議会運営委員長（黄木英夫）先ほど申し上げましたけれども、代々この全員協議会というのは本会議における下話とか、前段で、市民の皆さんの目の届かないところでの相談事であると、これがはっきりした今までの全協であると思います。それでは、やはり情報公開、そういう名目のもとに議会運営を進めていくためには、それだけではならないよと、やはり市民の皆さんがよくその情報を察知して、いろいろ批判なり、いろいろな問題を提起してもらおうというのが議会でありますから、であるなら、やっぱり全員協議会も一部法制化して、そして、みだりにけんけんがくぐくとした無意味の協議を重ねることなく、五條市議会においては、朝方もそういうことはなかったよと、こういうお話もございましたけれども、これは自治法で挙げられている以上いろいろ問題があったことと思えますので、五條市議会においても本当に腹を割って、かみしもを脱いで話しをする場合には、そういうことをきちっと、今日はこういう会議をしますよと、議長の名においてきちっと決めて、それを会議に諮る。あるいは、今日の問題はどうしてもうかつな相談で、できません。やはり、議員は議員としてきちっとした規律のもとに会議を進めていこうと、こういうことございまして、言ってみますと、全協で決めたことが本会議でふらつと変わっても、これは……、五條市議会にはそういうことはなかったと思えますが、これは仕方のないことなんです。しかし、これを法律化しますと懲罰問題まで、きちっとした議事日程なり、会議規則、署名議員を作ったり、きちっと市民に公開できるような議事録を作って、そしてこれを開示すると、こういう二手に分かれておるわけでございます。それは飽くまで議長権限においてこれを行うと、説明不足かもわかりませんが、私はそういう意味で皆さんと協議したつもりでございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）そうすると、議長の権限で、いわゆるこれは公式の協議会にする、これは非公式の協議会にするという線引きはそれぞれの事案によって変わってくるということを私も認識をさせていただいております。そうなってきますと、これは議長の判断で、この協議会はあくまでも議会運営委員長のいわゆる法的な拘束力を持つということになれば、当然今まで事務局が要点筆記をしております。そして、これを私はよく調べてないのでどうなるかわかりませんが、例えば議事録に載るのか、また、その開示請求はできるのか、そういうものも運用の面で、開示できるものとできないものと、どういうふうに、そこまで考えていらつしやるのか。いやいやこれは文言を変えて権限を強くして、これからまた協議をしていくんや。そのときには全員協議会するんやとか、いやいやもう議運で決めるんやとか、議運で決めたことを本会議でかけるんやとかいうふうないろいろな手法はあると思うのですけれども、そこまでなのか。ただ文言の改正なのか、その点ちよつとお聞きしたいと思いますが。

○議長（西尾彦和）黄木委員長。

○議会運営委員長（黄木英夫）今申し上げているのは全員協議会に限りでございまして、ほかの委員会とか問題がある場合には、それはそのときにはまた議員全体で決めなきゃならんと、何でもかんでもこれでいくんだというような、全員協議会でやる場合のことを今申し上げていると私は理解しているのですが、もし違っているのであれば、局長、訂正してくれますか。（「局長は説明できない」、「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）議運の委員長さん大変申し訳ない話で、私は全員協議会の中で、これは期日とかいろんなものを設けて、縛りをつけてするものなのか、いやいやこれは縛りをつけなくて、従来のかみしもを脱いだ議員さんの意見をそれぞれ拝聴しようというのが、これを議長が決めるということやけど、いやこれは重大なことやと、協議会にかけなきゃいかん。当然、理事者側から挙がってきた付託は三つの常任委員会がありますんやけれども、いろいろと台風が来たとか、いろんな様々な諸情勢が変わる中で、これはもう全員協議会でいいんやとか、これはきちつとしたもの設けやなあかんと言った場合に、私が言うているのは、ただ、今は文言だけの改正であって、もろもろの附則というのは後日また決めていきますのかということ聞いていますねん。いやもう決まっているのやったら、ちよつと御披露していただきたいなということですので、これは常任委員会と申うているのと違いますのでね。協議会に限って、ここには協議会ということ、きちつとくくりを入れておりますのでね。しつこい言い方やけど、こんなもん本会議終わってからでも質問してくれたらええやんかえというふうにおつしやるかわかりませぬのやけど、そう思うと花谷さんが言うてはりますので、それがわかれば教えてください。

○議長（西尾彦和）細かい点はわかりかねますが、これが正式な協議会というのですか、これは皆さんの意見を聞く協議会にしようかということにつき

ましては、また各派の代表の方とか皆さんと相談して決めさせていただきたいと、今現在思っております。

詳しいことについては、事務局からわかる範囲で説明させていただきますので。(議場に声あり) (「十七番」の声あり) 黄木議員。

○ 議会運営委員長(黄木英夫) これね、議長がこうしようと判断したときには、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。こういうことに基づいて議長が招集、招集権者は議長にあるわけでございますから、構成員は議員全員、こういうことだと思えます。(「後で、また終わってからさせていただきます。」の声あり)

○ 議長(西尾彦和) これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長(西尾彦和) 異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長(西尾彦和) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○ 議長(西尾彦和) 次に日程第五、市政の報告と提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○ 市長(吉野晴夫) 六月から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

まず、本年度の最重要施策である「行財政改革」の取組のうち、昨年度から試行的に実施しております事務事業評価につきましては、すべての事務事業について集中改革プランの進行管理を兼ねながら実施したところでありました。また、昨年度における各事務事業の実施結果を整理し、市民の視点に立ってどのような成果があったのかを評価するとともに、次年度以降における事務事業の実施方針を構築すべく全庁挙げて取り組んでいるところでありました。

さらに、限られた経営資源の選択と集中を図るための「施策評価」を、本年度からの導入に向け、八月二十六日に課長補佐級以上の市職員を対象とした研修会を開催いたしました。

本年度では、これら行政評価システムの構築により、限られた財源、人材等の資源が市民サービスの向上に向けて効率的かつ効果的に活用されるべく、鋭意取り組んでいるところであります。

次に、将来のまちづくりを進める上で最も基本となる「第五次五條市総合計画」につきましては、平成十八年度から市職員で組織する総合計画策定部会及び策定委員会で策定作業に取り組むとともに、市議会議員並びに各種団体の市民代表等で組織する総合計画審議会で審議を重ねてまいりましたが、八月二十日の審議会におきまして最終決定の御承認を賜りました。

これに伴いまして、五條市基本構想を定めることについて、今議会で御審議をお願いするものであります。

次に、「ふるさと納税制度」の取組について御報告申し上げます。この制度は、本年四月の地方税法等の改正により、個人住民税の寄附金制度が大幅に拡充される形で導入されました。本市といたしましてもこの制度を活用すべく、「ふるさと五條市応援寄附金要綱」を制定し、八月から寄附希望者を募っているところであります。これまでに三名の方から計十一万円を納めていただいております。

これに伴いまして、ふるさと五條市応援基金条例の制定について、今議会で御審議をお願いするものであります。

次に、「携帯電話の通信エリア拡大」の取組につきましては、地域住民の利便性の向上並びに社会経済活動の活性化を図るべく、これまでに民間通信事業者に通信エリア拡大の要望活動を行ってまいりました。先般、株式会社NTTドコモ関西から、本年度において西吉野町白銀北地区（平沼田、赤松、湯川）に基地局を新設する旨の回答がありました。

今後引き続き地域間の情報通信格差の解消を目指し、民間通信事業者に要望活動を行ってまいります。

次に、「市有施設の利用向上」の取組として、本庁舎周辺の駐車スペースの確保を図るべく、庁舎前の増設工事を行ってまいりました。間もなく工事が完了し、これにより庁舎前において二十台の駐車が可能となります。

工事に当たり庁舎周辺の住民の皆様また御来庁の皆様には、大変御迷惑お掛けいたしておりますことをおわび申し上げます。

次に、「道路行政」の取組のうち市道旧岡中線の改良工事につきましては、旧五條高校跡地から南側の区間約一六〇メートルが完成し、岡口踏切付近の交通渋滞が緩和されてまいりました。先線につきましては、旧五條高校跡地から北側、市土地開発公社所有地までの用地確保及び家屋補償調査に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市道中之今井線の改良工事につきましては、宇智体育館から新今井団地付近までの用地交渉を精力的に行っておりませんが、一部の地権者から計画中心線の変更申出があり、現在、先線の見直しも併せて検討を行っております。

次に、市道中定線（西吉野町平沼田）の改良工事につきましては、橋りよう上部工の発注が終わり、前後の取付工事をもって完了となります。

さらに、歩行者や通行車両等の安全確保を図るべく、日ごろの巡視や市職員からの情報提供を促すなど、迅速かつ計画的に市道の維持管理に鋭意努めております。

次に、「公園整備事業」のうち、上野公園多目的グラウンド人工芝整備工事につきましては、事業認可を受け、現在、発注作業を行っているところであります。今後は、十一月からの工事着手を予定しております。

次に、「人権施策」の取組につきましては、旧五條東老人憩の家・旧五條東児童館の跡地を人権総合センターの駐車場として整備してまいりましたが、八月上旬に完了し三十台の駐車が可能となりました。

次に、今回で三十七回を数える「吉野川祭り」につきましては、八月十五日・十六日の両日にわたり、吉野川河川敷一帯で盛大に行われました。十五日は辯天宗による灯ろう流しと花火を、十六日は夜空いっぱい広がるレーザー光線と花火を、訪れた多くの皆様に夏祭りを満喫していただきました。

また、今回で三回目となる「南都乱舞くみだれまい」などの踊りも行われ、昨年以上に会場を盛り上げていただきました。

両日共に、事故もなく無事終えることができましたことに、実行委員会を始め関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、「保健・福祉行政」の取組のうち、市有施設における受動喫煙（自分の意志とは関係なく、他人が吸った「たばこ」の煙を吸わされること。

）の防止対策につきましては、御協力いただいた約二百四十名の市民の方々、また市職員からのアンケート調査結果を基に、九月一日から建物内禁煙を実施しております。実施に当たりましては、これまでに市広報紙及び市ホームページ等で周知に努めてまいりました。

今後、建物外の指定場所での喫煙となるため、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、「教育行政」の取組のうち、教育環境の整備につきましては、学校建物の耐震性の確保を図るべく、本年度、五條中学校及び五條東中学校の耐震診断を実施いたしますが、本年六月に地震防災対策特別措置法が改正されました。これにより、平成二十二年度までの三年間に限り耐震工事に係る国庫補助割合が引き上げられることから、この制度を活用すべく、残りの施設につきましても前倒しで取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「語学指導等を行う外国青年招致事業」につきましては、外国語指導助手（ALT）として、アメリカ・アラスカ州出身のリア・ルーターさ

んが七月下旬から着任され、既に活動していただいております。

次に、「水道事業」の取組のうち、水道料金の未納対策につきましては、未納整理事務手続要領に基づき、督促状の発送から給水停止までを積極的に実施するとともに、未納者との面談の際には受益者負担について理解を求めするなど、未収金の回収に鋭意努めているところであります。

最後に、市民の生命と財産を守る「防災・消防行政」の取組について御報告申し上げます。

地震発生時での地域住民と関係機関が連携を保持し、初期の応急対策活動を図るべく、七月五日、大川橋北詰吉野川河川敷におきまして市防災訓練を実施いたしました。同日午前八時、紀伊水道沖を震源とするマグニチュード七・五の地震が発生し、本市では震度六強を記録する地震が発生した状況を想定した訓練に、消防団、赤十字奉仕団等の関係機関、十団体・約八百名の参加の下、避難誘導訓練、トリアージ訓練及び大規模火災消火訓練などを実施し、参加関係機関の連携保持並びに防災意識の高揚を図りました。

次に、救急業務につきましては、応急手当の普及啓発を図るべく、普通救命講習及びAED（自動体外式除細動器）講習を、市内の事業所、各種団体及び学校等を対象に、四月から今日までに二十五回開催し、約八百名が受講されております。

次に、新消防庁舎建設につきましては、継続して消防庁舎整備等調査研究委員会で消防広域化等を視野に入れながら協議を重ねていただくなど、早期建設に向けて精力的に取り組んでいるところであります。

以上が主だった事業の概要であります。

続きまして、本定例会に提出の諸議案について御説明申し上げます。

議第五十二号 ふるさと五條市応援基金条例の制定につきましては、「ふるさと納税」としての寄附行為が可能となり、今後寄附の増加が見込まれ、寄附金の適正な管理及び活用のため「ふるさと五條市応援基金条例」を制定するものであります。

次に、議第五十三号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正につきましては、早期の集中改革プランの実行と定員の適正化は本市の避けられぬ重要課題であり、六月定例会に引き続き再度提案させていただくものであります。

次に、議第五十四号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、白銀北幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十五号 五條市立図書館設置管理に関する条例の一部改正につきましては、社会教育法等の一部を改正する法律が施行され図書館協議会委員に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十六号 五條市立保育所条例の一部改正につきましては、岡保育所、野原東保育所及び二見保育所を廃止するため、本条例の一部を改

正するものであります。

次に、議第五十七号 五條市認可地縁団体印鑑条例の一部改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十八号 五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきましては、地区内の新たな事業所の使用料を徴収する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十九号 五條市立へき地保育所条例の廃止につきましては、城戸保育所を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第六十号 五條市基本構想を定めることにつきましては、現計画における目標年次が到来し、新たな目標年次に向け総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるため、地方自治法第二条第四項の規定により議会の議決を求めるとであります。

次に、議第六十一号 新五條市まちづくり計画の変更につきましては、自然環境の保全と循環型社会の構築についての事業の記載箇所を追加の事業を記載するため、市町村の合併の特例に関する法律第五条第七項の規定により議会の議決を求めるとであります。

次に、議第六十二号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ五千九百九十五万円を追加し、総額百八十億百四十九万七千円とするもので、補正内容といたしましては、自治振興に係る施設用備品購入に二百五十一万円、税源移譲に係る所得変動に伴う住民税還付金に二千八百万円、都市計画区域線引き見直し素案作成委託料及び国道一六八号外航空写真撮影委託料として五百七十万円、家賃算定システム改修委託料に九十五万円、小型動力ポンプ積載車購入に八百四十六万五千円、田園体育館兼集会所に関する裁判に係る弁護士報酬に七十二万円、五月二十五日の豪雨による災害復旧費用に五百六十五万円を計上するものであり、これらの財源につきましては、分担金、県支出金等を充てまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第六十三号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ二千二百五十五万三千円を追加し、総額四十二億八千五百五十三万三千円とするもので、補正内容といたしましては、前期高齢者納付金確定による追加二十五万三千円、平成十九年度療養給付費等負担金返還金七百六十二万二千円、平成十九年度退職者医療療養給付費等交付金返還金一千四百六十七万八千円の追加であり、これらの財源につきましては、繰越金等を充てまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第六十四号 平成二十年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ四千八百三十四万二千円を追加し、総額三十億七千三百三十四万二千円とするもので、補正内容といたしましては、介護保険財政調整基金積立金四千四百六十九万六千円、介護給

付費等返還金三百六十四万六千円の追加であり、これらの財源につきましては、繰越金等を充てまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第六十五号 平成二十年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、収益的支出で、耐震診断調査費追加に伴い発生する課税支出のうち、仮払消費税六十三万九千円を減額し、収益的支出総額七億三千七百九十二万円とするものであります。一方、資本的支出で、耐震診断調査費一千三百四十三万円を追加し、資本的支出総額八億八千九百八十三万六千円とするものであり、その財源につきましては、内部留保資金を充当した予算編成となっております。

次に、認第一号から認第十号につきましては、平成十九年度の五條市一般会計及び各特別会計並びに五條市水道事業会計の歳入歳出決算の認定を求めらるるものであります。

次に、同第六号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、御勢久右衛門委員が平成十八年十一月十三日に死去されたため、その後任の同意を求めらるるものであります。

次に、同第七号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、田村幸子委員が平成十九年五月三十一日をもって辞職したため、その後任の同意を求めらるるものであります。

以上がこのたび提出いたしました諸議案の概要であります。議員各位におかれましては慎重審議の上、何とぞ御議決並びに御認定等賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日九日とあさって十日は休会とし、次回十一日午前十時に再開し、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日九日の正午までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時二十九分散会